

厚生委員会情報連絡

令和6年3月14日

情報連絡事項	頁
1 第二次 親子支援課 滞納対策アクションプランについて・・・・・・・・・・	2
2 令和6年度の児童扶養手当等の手当額について・・・・・・・・・・	4
3 児童発達支援センター強化事業（案）について・・・・・・・・・・	5

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和6年3月14日

件名	第二次 親子支援課 滞納対策アクションプランについて			
所管部課名	福祉部 親子支援課			
内容	親子支援課が所管する3つの手当（児童扶養手当、児童育成手当、児童手当）の返還金債権に関する「第二次 親子支援課 滞納対策アクションプラン（別添資料参照）」を策定したので報告する。			
	1 計画名			
	第二次 親子支援課 滞納対策アクションプラン（令和6年度～令和8年度） ※ 第一次アクションプランは令和3年度～令和5年度			
	2 目的			
	ひとり親家庭や生活困窮等の債務者個々の状況を踏まえて、より効果的な滞納整理を行い、更なる収納率の向上と収納未済額の圧縮を目指す。			
	3 実施期間			
	令和6年6月～令和9年5月 ※ 令和5年度決算確定後から実施			
	4 最終目標（令和5年度は見込）			
	※ 内訳			
	①児童扶養手当（児童扶養）、②児童育成手当（児童育成）、③児童手当			
調定額		【現状】 令和5年度	【目標】 令和8年度	第二次アクションプラン 実施後の成果
	全体	60,820千円	38,390千円	-22,430千円【63.12%に圧縮】
	①児童扶養	34,003千円	20,854千円	-13,149千円(61.33%に圧縮)
	②児童育成	13,590千円	8,143千円	-5,447千円(59.92%に圧縮)
収入未済額	③児童手当	13,227千円	9,393千円	-3,834千円(71.01%に圧縮)
	全体	42,044千円	24,945千円	-17,099千円【59.33%に圧縮】
	①児童扶養	23,597千円	13,620千円	-9,977千円(57.72%に圧縮)
	②児童育成	9,547千円	5,320千円	-4,227千円(55.72%に圧縮)
収納率	③児童手当	8,900千円	6,005千円	-2,895千円(67.47%に圧縮)
	全体	25.21%	28.28%	+3.07%【3.07ポイント上昇】
	①児童扶養	①25.00%	28.00%	+3.00%（3ポイント上昇）
	②児童育成	②24.00%	27.00%	+3.00%（3ポイント上昇）
	③児童手当	③27.00%	30.00%	+3.00%（3ポイント上昇）

5 第一次アクションプランの取組み結果（令和5年度は見込）

※ 第一次アクションプランでは手当ごとの目標設定はしていない

	第一次アクションプランの結果			
	令和2年度	令和5年度	目標	達成率
調定額	99,421千円	60,820千円	86,510千円	142%
収入未済額	75,769千円	42,044千円	57,927千円	138%
収納率	20.82%	25.21%	31.30%	81%

6 第二次アクションプランの取組み内容（基本方針）

（1）「予防する」【継続】

申請受付時や現況届時における実態把握並びに手当受給及び不支給要件の周知徹底による新たな債権発生の防止

（2）「徴収する」【継続】

債務者の個々の実情に応じた適正・公平な処理（非強制徴収債権においては法的措置、強制徴収債権においては差押処分）による累計債権額の減少

（3）「落とす」【継続】

債務者の状況に応じた適正な債権放棄による収納未済額の圧縮

（4）「債権管理体制の強化」【新規】

組織的な債権管理体制を構築し、進捗管理の徹底と職員のスキルアップによる組織一丸となった取組み

厚生委員会情報連絡

令和6年3月14日

件名	令和6年度の児童扶養手当等の手当額について																					
所管部課名	福祉部 親子支援課、障がい福祉課																					
内 容	<p>こども家庭庁及び厚生労働省から、以下のとおり手当額について改定する旨の通知があったので、情報提供する。</p>																					
	<p>1 改定年月日（予定） 令和6年4月1日</p>																					
	<p>2 改定理由 2023年全国消費者物価指数の実績値（対前年比変動率+3.2%）を反映し、下記表のとおり手当額を引き上げる。</p>																					
	<p>3 令和6年度の手当額</p>																					
	<p>(1) 児童扶養手当（月額）</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改定前 令和6年3月まで</th> <th>改定後 令和6年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体額 (全部支給)</td> <td>44,140円</td> <td>45,500円(+1,360円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td>44,130円～10,410円</td> <td>45,490円(+1,360円) ～10,740円(+330円)</td> </tr> <tr> <td>第2子加算額 (全部支給)</td> <td>10,420円</td> <td>10,750円(+330円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td>10,410円～5,210円</td> <td>10,740円(+330円) ～5,380円(+170円)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算額 (全部支給)</td> <td>6,250円</td> <td>6,450円(+200円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td>6,240円～3,130円</td> <td>6,440円(+200円) ～3,230円(+100円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改定前 令和6年3月まで	改定後 令和6年4月以降	本体額 (全部支給)	44,140円	45,500円(+1,360円)	〃 (一部支給)	44,130円～10,410円	45,490円(+1,360円) ～10,740円(+330円)	第2子加算額 (全部支給)	10,420円	10,750円(+330円)	〃 (一部支給)	10,410円～5,210円	10,740円(+330円) ～5,380円(+170円)	第3子以降加算額 (全部支給)	6,250円	6,450円(+200円)	〃 (一部支給)	6,240円～3,130円	6,440円(+200円) ～3,230円(+100円)
	区 分	改定前 令和6年3月まで	改定後 令和6年4月以降																			
	本体額 (全部支給)	44,140円	45,500円(+1,360円)																			
	〃 (一部支給)	44,130円～10,410円	45,490円(+1,360円) ～10,740円(+330円)																			
	第2子加算額 (全部支給)	10,420円	10,750円(+330円)																			
〃 (一部支給)	10,410円～5,210円	10,740円(+330円) ～5,380円(+170円)																				
第3子以降加算額 (全部支給)	6,250円	6,450円(+200円)																				
〃 (一部支給)	6,240円～3,130円	6,440円(+200円) ～3,230円(+100円)																				
<p>※ 第3子以降加算額については、令和6年11月分（令和7年1月支給）から第2子の加算と同額まで引き上げる予定</p>																						
<p>(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等（月額）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手 当 名</th> <th>改定前 令和6年3月まで</th> <th>改定後 令和6年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当 (1級)</td> <td>53,700円</td> <td>55,350円(+1,650円)</td> </tr> <tr> <td>〃 (2級)</td> <td>35,760円</td> <td>36,860円(+1,100円)</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>15,220円</td> <td>15,690円(+470円)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,980円</td> <td>28,840円(+860円)</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>15,220円</td> <td>15,690円(+470円)</td> </tr> </tbody> </table>	手 当 名	改定前 令和6年3月まで	改定後 令和6年4月以降	特別児童扶養手当 (1級)	53,700円	55,350円(+1,650円)	〃 (2級)	35,760円	36,860円(+1,100円)	障害児福祉手当	15,220円	15,690円(+470円)	特別障害者手当	27,980円	28,840円(+860円)	経過的福祉手当	15,220円	15,690円(+470円)				
手 当 名	改定前 令和6年3月まで	改定後 令和6年4月以降																				
特別児童扶養手当 (1級)	53,700円	55,350円(+1,650円)																				
〃 (2級)	35,760円	36,860円(+1,100円)																				
障害児福祉手当	15,220円	15,690円(+470円)																				
特別障害者手当	27,980円	28,840円(+860円)																				
経過的福祉手当	15,220円	15,690円(+470円)																				

厚生委員会情報連絡

令和6年3月14日

件名	児童発達支援センター強化事業（案）について
所管部課名	福祉部 障がい福祉課
内容	<p>令和6年度から令和8年度までの次期足立区第3期障がい児福祉計画において、児童発達支援センター間の連携及び障害児通所支援事業所への支援体制の強化を目標に掲げている。この達成目標を受け、令和6年度から新たに次の2つの補助交付事業を開始する。</p> <p>1 補助交付事業の概要</p> <p>(1) 児童発達支援センター支援体制構築補助金交付事業</p> <p>ア 事業内容 児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児や医療的ケア児を受け入れるために看護師等（看護師、保健師）を配置した場合、その配置に要する経費を補助する（1施設分）。</p> <p>イ 補助対象者 区内で児童発達支援センターを運営する法人</p> <p>ウ 補助予定額 常勤看護師等配置補助上限額 6,380千円/年 ① 531,650円/月、非常勤は1/2 ② 足立区保育扶助要綱の増配置職員単価表と同額</p> <p>(2) 障害児支援体制整備促進事業</p> <p>ア 事業内容 児童発達支援センター（保育所等訪問支援・障害児相談支援機能を含む）の新規開設に係る開設前人件費、研修、調査・実情把握、広報・事業周知等の経費を補助する（1施設分）。</p> <p>イ 補助対象者 区の施設整備計画に合致し、公募により選定された児童発達支援センターを整備及び運営する法人</p> <p>ウ 補助予定額 ① 児童発達支援センター 5,000千円 ② 保育所等訪問支援 1,000千円</p> <p>エ 特定財源（都補助1/2） 3,000千円（東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>2 事業開始日 令和6年4月</p> <p>3 今後のスケジュール 令和6年度当初予算案を可決いただいた際には、令和6年4月に児童発達支援センターを運営及び整備する法人に補助事業の説明を行い、補助交付申請を受け付ける。</p>